

平成26年

第3回市議会定例会 議案第15号

函館市消防長および消防署長の資格を定める条例の制定に
ついて

函館市消防長および消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市消防長および消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、消防長および消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

(1) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防署長の職または消防本部における消防署長の職と同等と認められる職に1年以上あったものであること。

(2) 本市の行政事務に従事した者で、函館市事務分掌条例（平成4年函館市条例第39号）第1条に規定する部の長の職その他本市におけるこれと同等と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、消防長および消防署長の資格を定めるため